

健康状態告知書質問事項

ご注意

- 健康状態告知書質問事項に回答する前に、別紙「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。
- ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始時より前に原因が発生した病気やケガについては、保険金をお支払いできません（病気やケガの始期前治療について、普通保険約款および協定事項明細書（協定書）の定めにより保険金をお支払いできることがあります）。

団体長期障害所得補償保険に今回新たに申し込みいただく方、および継続加入する場合で保険金額の増額（増口）など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の告知質問事項1、2のいずれにも該当しない場合のみ加入いただけます。

- 継続して加入する場合で、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、告知不要です。
- 告知質問事項に該当するため本来加入できないにもかかわらず申し込んだ場合、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。
- 被保険者ご本人（補償の対象となる方）がご回答ください。
- 下表に記載があるケガや病気については告知不要です。

告知対象外となるケガ・病気一覧

- ケガ（ただし、以下については、病気として告知対象となります）●正常分娩

脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）、半月板損傷、ばね指（手指屈筋腱鞘炎）、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷

告知質問事項は次のとおりです。

1. 次のいずれかに該当する。

①告知日（ご回答日）現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等※1をすすめられている。

②告知日（ご回答日）より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。

※1再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。

2. 告知日（ご回答日）より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査※2・治療（投薬を含みます）を受けたことがある、または受けるように指導されたことがある。

①「がん」、「上皮内がん」

②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」

③「精神の病気（アルコール・薬物依存を含みます）」（注）

※2検査結果が異常なしだった場合は「該当なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「該当あり」となります。

（注）具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。

【再告知のうえ、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除する場合の記入例】

過去の健康状態告知内容	
特定疾病等対象外欄（再告知の場合要削除）	
L45 疾病コード	562 疾病・症状名
R0	コウゾウセン 相生 一郎
相生 一郎	キノウテイカショウ

疾病コード、疾病・症状名を二重線で削除し、訂正署名または訂正印をしてください。

相生 一郎